## 令和5年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和5年6月7日午前8時59分

〇会議の場所 上富田町議会議事堂

### ○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番 井 渓 港 斗 2番 栗 田 八 郎

3番 平 田 美 穗 4番 大 石 哲 雄

5番 山 本 哲 也 6番 正 垣 耕 平

7番 家根谷 美智子 8番 中井照恵

9番 吉 本 和 広 10番 谷 端 清

12番 樫木正行

欠席議員(1名)

11番 松井孝恵

### 〇出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 樫山裕子 副局長 小倉一仁

## 〇地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長 誠 副町長山本敏章 奥田 会計管理者 教 育 長 宮 内 一 裕 笠 松 昭 宏 (会計課長) 総務課長 十 河 貴 子 総務課副課長 目 良 大 敏 振 興 課 長 平尾好孝 振興課副課長 山根康生 税務課長 芝 住 民 課 長 瀬田和哉 健 治 福祉課長 木村陽子 住民課副課長 芦口正史 福祉課副課長 平岩 晃 福祉課副課長 坂 本 真理子 長寿課長 宮本真里 建設課長 栗田信孝

建設課副課長 谷 本 和 久 上下水道課長 谷 本 誠 上下水道課 教育委員会 陸 平 将 三浦 史 誠 副課 事務局長 長 教育委員会 教育委員会 事務局学校 前芝由希 吉田 忠 弘 事務局副局長 給食センター 所 長

### 〇本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 3号 令和4年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書

日程第 5 報告第 4号 上富田町水道事業会計建設改良費の繰越について

日程第 6 報告第 5号 令和5年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第1 号)

日程第 7 報告第 6号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 8 承認第 1号 上富田町税条例の一部を改正する条例

日程第 9 承認第 2号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第10 承認第 3号 令和4年度上富田町一般会計補正予算(第7号)

日程第11 承認第 4号 令和5年度上富田町一般会計補正予算(第2号)

日程第12 承認第 5号 令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第 1号)

日程第13 議案第29号 上富田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条 例

日程第14 議案第30号 上富田町保健衛生事故調査会設置条例の全部を改正する 条例

日程第15 議案第31号 令和5年度上富田町一般会計補正予算(第3号)

日程第16 議案第32号 令和5年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第2 号)

日程第17 議案第33号 工業請負契約の締結について(令和5年度 国災 第1 号 公共土木施設災害復旧事業 町道一乗寺加茂線道路 災害復旧工事)

日程第18 議案第34号 物品購入契約の締結について(令和5年度 第1号 非

# 常備消防事業 消防ポンプ自動車購入)

日程第19 議案第35号 物品購入契約の締結について(令和5年度 第1号 小 学校管理事業 電子黒板購入)

日程第20 議案第36号 町道路線の認定について

## △開 会 午前8時59分

## 〇議長 (大石哲雄)

皆さん、おはようございます。

令和5年第2回定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は11名でございます。松井孝恵議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回上富田町議会定例会を開 会いたします。

日程に入る前に先立ちまして、5月から10月末まではクールビズ期間となっております。本町議会でも、期間中はクールビズとしてノーネクタイで会議することを決定し、また町のポロシャツの着用も許可してございます。これにより、本定例会から10月末までの本会議はノーネクタイとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、暑いときには議長判断により上着を取っていただいております。本日は上着を 取っていただいても結構かと思います。当局の方も上着を取っていただいて結構であり ます。

また、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となったことに伴い、議場でのマスクの着用については個人の判断に委ねております。 それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

### △日程第1 会議録署名議員の指名

#### 〇議長 (大石哲雄)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において12番、樫木正行君、1番、井渓港斗君を指名いたします。

\_\_\_\_\_

### △日程第2 会期の決定

### 〇議長 (大石哲雄)

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの15日間にしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

### 〇議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの15日間に決しました。

## △日程第3 諸般の報告

## 〇議長 (大石哲雄)

事務局長。

日程第3 諸般の報告をさせます。

# 〇事務局長 (樫山裕子)

諸般の報告をいたします。

令和5年3月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、本定例会までに提出のありました陳情書につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

なお、3月定例会において可決されました、保育士配置の最低基準の引き上げと保育 予算の大幅な増額を求める意見書につきましては、3月22日付で関係機関に送付しま したので、ご報告いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りにつきましては、本日6月7日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 〇議長 (大石哲雄)

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

### 〇町長(奥田 誠)

皆さん、おはようございます。

本日ここに令和5年第2回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝申し上げます。

初めに、令和5年6月2日から降り始めた大雨では、和歌山県をはじめ各地で甚大な被害が発生いたしました。県内においては、家屋への浸水被害をはじめ、行方不明者が

出るなどの被害が出ており、上富田町としましては、災害復旧に係る要望があれば、即 時に対応したいと考えております。

また、本町と災害時相互応援協定を締結している奈良県斑鳩町において、河川が氾濫したとの報道がありましたので、いち早く災害お見舞いと支援の申出を行ったところであります。全国の被害を受けられた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

本町におきましても、6月2日から3日にかけての総雨量は大宮で301ミリとなりました。梅の収穫最盛期の大雨でもありましたので、雨による梅への被害が最小でありますことを祈っております。

次に、令和5年春の叙勲で元上富田町消防団第三分団副分団長の藪本守哉氏が、38年の長きにわたり消防団活動にご尽力された功績により、瑞宝単光章を受章されました。また、第40回危険業務従事者叙勲では、堀高典氏が42年間警察職務に精励された功績により、瑞宝双光章を受章されました。心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。町主催の叙勲を祝う会を予定していましたが、ご本人様より辞退したい旨の申出がありましたので、今回、皆様には報告のみとさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、去る5月8日に感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されました。これにより、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重することになります。

上富田町におきましても、お互いの選択を尊重しつつ、換気やマスク着用など、状況に応じた感染対策を講じてまいります。あわせて、コロナ禍で疲弊した家計と地域経済の立て直しに取り組んでまいります。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、5月中に対象世帯へ給付金を支給するべく、補正予算の専決処分を行っております。また、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した商品券支給事業について補正予算を本定例会に上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。なお、令和5年度春開始ワクチン接種につきましては、6月4日から集団接種が始まっておりますことをご報告いたします。

次に、令和4年度の一般会計の決算についてご報告いたします。

令和4年度は、住民税非課税世帯などへの生活支援給付金事業、新型コロナウイルス 感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地域活性化商品券事業などの事業に取り組ん でまいりました。決算の状況としましては、財政調整基金や減債基金を取り崩すことな く事業を実施することができました。これも税収の確保や行財政改革に職員一丸となっ て取り組んだ成果が現れたものと評価しているところであります。

しかしながら、公共施設の維持管理に伴う財源の確保や、扶助費をはじめとする社会

保障費、人件費の増に伴う経常経費の増額が今後の課題となってまいります。引き続き、限られた財源を最大限に有効に活用し、堅実な行財政運営に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、報告2件、専決処分の報告 2件、専決処分の承認5件、議案として条例の制定1件、条例の全部改正1件、令和5 年度上富田町一般会計・特別会計補正予算2件、工事請負契約の締結について1件、物 品購入契約の締結について2件、町道認定について1件の合計で17件であります。

なお、追加議案として、上富田町教育委員会委員の任命について、上富田町朝来財産 区管理会委員の選任についての2件を本定例会に上程させていただきますので、何とぞ ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、令和4年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。今回、農村地域防災減災事業、道路メンテナンス事業、河川改良事業について、年度内に事業が完成しなかったため、令和5年度へ2,786万円を繰り越しましたので、その繰越明許費について報告するものでございます。

報告第4号につきましては、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越についての報告であります。今回、上水道事業について、葛原地区及び山王橋架け替えに伴う水道管の布設替えを行っている工事が年度内に完成しなかったため、令和5年度へ4,200万円を繰り越しましたので、報告するものでございます。

報告第5号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第1号)及び報告第6号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

これは、令和5年3月25日、朝来財産区所有地の樹木の倒木により、隣接する民家のカーポートが損傷しました。このことに対する賠償に係る補正予算と、和解及び損害 賠償の額の決定について報告するものであります。

承認第1号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、一部の 規定について、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、本条例を改正するものであ ります。

承認第2号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について、後期高齢者支援金分に係る課税限度額の引上げ並びに5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を

引き上げるため、本条例を改正するものであります。

承認第3号につきましては、令和4年度上富田町一般会計補正予算(第7号)であります。

これは、報告第3号で報告しました令和4年度上富田町一般会計繰越明許費について、 令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるも のでございます。

承認第4号につきましては、令和5年度上富田町一般会計補正予算(第2号)であります。

今回、既定額に1,100万円を追加し、予算総額を72億3,418万円と定めてございます。補正予算の内容としまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業における事業費及び事務費を増額措置しているもので、児童1人につき5万円の特別給付金を支給するものでございます。財源としましては、全額国庫補助金でございます。令和5年5月中に事業を実施するため、令和5年4月28日付で専決処分を行っております。承認第5号につきましては、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第1号)であります。

令和4年度の決算において歳入不足が生じたため、5月31日付で専決処分をし、前年度繰上充用金をもって充当補塡しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第29号につきましては、上富田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例(案)であります。

この条例は、情報通信技術を利用することにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政手続の根拠となる条例等において書面による旨が規定されている場合にも、これらの個別規定にかかわらず、原則としてオンラインにより手続を行うことができることを定めるものであります。

議案第30号につきましては、上富田町保健衛生事故調査会設置条例の全部を改正する条例(案)であります。

今回、上富田町保健衛生事故調査会の組織及び運営を現状に即した内容に変更するため、条例の全部改正を行うものであります。

議案第31号につきましては、令和5年度上富田町一般会計補正予算(第3号)であります。

今回、既定額に1億5,928万4,000円を追加し、予算総額を73億9,346万4,000円と定めています。補正予算の主な内容は、さわやかまちづくり基金積立金として370万円、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料として300万円、マ

イナポイント事業委託料として879万6,000円、かみとんだ地域元気活性化商品 券支給事業として1億3,504万2,000円などを措置しています。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、国庫補助金、繰入金、諸収入などを見込み措置しています。

議案第32号につきましては、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第2号)であります。

今回、既定額に349万1,000円を追加し、予算総額を1,132万1,000円と定めています。補正予算の主な内容は、立木伐採工事請負費として50万円、財政調整基金積立金として299万1,000円を措置しています。

歳入につきましては、財産貸付収入、繰越金を措置しています。

議案第33号、工事請負契約の締結について(令和5年度 国災 第1号 公共土木 施設災害復旧事業 町道一乗寺加茂線道路災害復旧工事)であります。

本工事は、令和3年8月に発生した下鮎川の道路災害で、地滑りにより町道ののり面が崩れ、長期間通行止めが続いております。調査設計及び災害査定が終わり、今回災害復旧工事に着手するものであります。

議案第34号、物品購入契約の締結について(令和5年度 第1号 非常備消防事業 消防ポンプ自動車購入)であります。

今回、上富田町消防団第4分団に配備している消防ポンプ自動車が老朽化したため、 更新するものであります。

議案第35号、物品購入契約の締結について(令和5年度 第1号 小学校管理事業 電子黒板購入)であります。

今回、児童の学習意欲の向上と授業効率を高めるため、町内小学校に電子黒板26台を購入するものでございます。

議案第36号、町道路線の認定についてであります。

本議案は、救馬谷会館支線、延長34.18メートルについて、町道路線の認定をお願いするものであります。

以上が本定例会に上程いたします諸議案についての概要であります。

詳細につきましては、担当課長、副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承 認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、4月1日付で人事異動を発令しています。副町長より異動のありました職員を 紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 〇議長 (大石哲雄)

副町長、山本君。

### 〇副町長(山本敏章)

皆さん、おはようございます。

それでは、4月1日付で人事異動を発令していますので、課長並びに副課長を紹介させていただきます。

会計管理者、笠松昭宏です。

### 〇会計管理者 (笠松昭宏)

会計管理者の笠松です。よろしくお願いいたします。

### 〇副町長(山本敏章)

総務課長、十河貴子です。

## 〇総務課長(十河貴子)

総務課長の十河です。よろしくお願いいたします。

## 〇副町長 (山本敏章)

振興課副課長、山根康生です。

## 〇振興課副課長(山根康生)

振興課副課長、山根です。よろしくお願いします。

## 〇副町長(山本敏章)

税務課長、芝健治です。今回昇格であります。

### 〇税務課長(芝 健治)

税務課長の芝です。よろしくお願いいたします。

### 〇副町長(山本敏章)

向かって右側の職員を紹介させていただきます。

教育委員会事務局副局長、吉田忠弘です。

#### 〇教育委員会事務局副局長(吉田忠弘)

教育委員会事務局副局長の吉田です。よろしくお願いします。

### 〇副町長(山本敏章)

福祉課副課長、平岩晃です。

### 〇福祉課副課長(平岩 晃)

福祉課副課長の平岩です。よろしくお願いします。

#### 〇副町長(山本敏章)

以上です。今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

### △日程第4 報告第3号

### 〇議長 (大石哲雄)

それでは、これより日程第4 報告第3号、令和4年度上富田町一般会計繰越明許費 繰越計算書を議題といたします。

当局より報告の内容の説明を求めます。

総務課副課長、目良君。

## 〇総務課副課長(目良大敏)

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第3号について報告いたします。

1ページをお願いいたします。

報告第3号、令和4年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

5款農林水産業費、1項農業費、農村地域防災減災事業では、繰越額450万円。

7款土木費、2項道路橋梁費、道路メンテナンス事業では、繰越額1,408万円。

3項河川改良費、河川改良事業では、繰越額928万円。合計2,786万円と定めております。

財源内訳として、特定財源では、未収入特定財源、国県支出金で1,165万円、地方債480万円、一般財源で1,141万円でございます。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、財源内訳とともに報告するものでございます。

#### 〇議長(大石哲雄)

暫時休憩します。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時25分

〇議長 (大石哲雄)

再開します。

説明が終わりました。

これより、報告第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

### 〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

\_\_\_\_\_

### △日程第5 報告第4号

### 〇議長 (大石哲雄)

日程第5 報告第4号、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越についてを議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

上下水道課課長、谷本君。

## 〇上下水道課長(谷本 誠)

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第4号についてご説明いたします。

2ページをお願いします。

報告第4号、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越について。

令和4年度上富田町水道事業会計予算において、次のとおり建設改良に要する経費を 翌年度に繰越ししたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

令和4年度上富田町水道事業会計予算繰越計算書の内容についてご説明いたします。

事業名、配水設備改良事業費で、予算計上額1億2,532万円。支払義務発生額は8,191万3,200円。翌年度への繰越額につきましては、2件の水道管布設替え工事で4,200万円を繰越ししたものでございます。

繰越しの理由につきましては、1件目は、岡、葛原地区で水道管の布設替えを行っている工事で、地元関係者と梅やミカンの農繁期について、工事施工時期の調整に不測の日数を要したため、工期を延長し、繰越しを行うものです。

2件目は、県が施行しています生馬地区、山王橋架け替え工事に伴う水道管の移設を 行っている工事で、橋の上部工の工事が年度内に完成しないことから工期を延期し、繰 り越すものでございます。なお、繰越しを行う4,200万円の財源につきましては、 企業債及び過年度損益勘定留保資金となります。

この報告につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越額の使用に関する計画について報告するものでございます。

#### 〇議長 (大石哲雄)

説明が終わりました。

これより、報告第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

#### 〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

\_\_\_\_\_\_

### △日程第6 報告第5号~日程第7 報告第6号

### 〇議長 (大石哲雄)

次に、日程第6 報告第5号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第1号)から日程第7 報告第6号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についての件まで2件を一括議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

税務課長、芝君。

### 〇税務課長(芝 健治)

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第5号及び第6号についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

報告第5号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告する。

記。

専決第6号、上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第1号)。

令和5年6月7日提出、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第6号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第1号)。

令和5年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ783万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月9日専決、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

5ページ、6ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

3款繰入金では、補正前の額に32万5,000円を追加、歳入合計では、補正前の

額に32万5,000円を追加し、783万円と定めています。

歳出です。

2款総務費では、補正前の額に32万5,000円を追加、歳出合計では、補正前の額に32万5,000円を追加し、783万円と定めています。

次の6ページから8ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをお願いいたします。

9ページ、10ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款繰入金、1項基金繰入金、4目財政調整基金繰入金、1節基金繰入金、32万5, 000円として基金から繰り入れています。

11ページ、12ページ、お願いいたします。

3、歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、21節補償、補填及び賠償金32万 5,000円、民家カーポート損害賠償金として措置しております。

これは、個人のお宅のカーポートの修繕に係る賠償金として支出するものです。

詳細は次の報告第6号で報告いたしますが、報告第5号については以上をご報告いたします。

続きまして、13ページ、報告第6号についてご説明いたします。

報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告する。

記。

専決第7号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

令和5年6月7日提出、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第7号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

1、和解の相手方は、町内にお住まいの方です。

2、事件の概要。

令和5年3月25日午後2時頃、和解の相手方の住所地において、朝来財産区が所有する土地の斜面に生えていた木が倒れ、相手方所有のカーポートに当たり、カーポートの一部が損傷した。

- 3、和解の内容。
- (1) 財産区は、本件に伴う損害賠償として、相手方に32万4,500円分の賠償を行う。
- (2) 相手方と財産区の間に、本件について、(1) に掲げる損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和5年5月9日専決、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。 以上、ご報告いたします。

### 〇議長 (大石哲雄)

説明が終わりました。

これより、報告第5号及び報告第6号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

### 〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これら2件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

#### △日程第8 承認第1号~日程第20 議案第36号

### 〇議長 (大石哲雄)

次に、日程第8 承認第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例から、日程第20 議案第36号、町道路線の認定についての件まで13件を一括議題といたします。 当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、芝君。

### 〇税務課長(芝 健治)

よろしくお願いいたします。

私からは、承認第1号及び第2号についてご説明いたします。

まず、15ページ、お願いいたします。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第2号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第2号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

改正の理由としまして、地方税法の一部改正に伴い、上富田町税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

時間の都合上、主な改正事項を抜粋させていただき、その他の条文につきましては割 愛させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

今回の主な改正事項につきましては、参考資料の上富田町税条例の一部改正の要旨に 沿ってご説明いたしますので、参考資料の47ページをお願いいたします。

まず、1、改正の趣旨につきまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、一部の規定について令和5年4月1日に施行されたことに伴い、本条例を改正するものです。

2、改正の内容につきましては、主なものとして2点ございます。

まず、1点目は、(1)森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び森林環境税 法施行令等の関係法令の整備に伴い、令和6年度から個人を納税義務者として課税する 国税である森林環境税について、年額1,000円を町が個人住民税として、併せて課 税と徴収を行うものであります。

これより、総務省からの説明を引用します。

森林環境税と森林環境譲与税について、いわゆるパリ協定の枠組みの下で、我が国における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税を創設することとされ、令和4年に関係法令が整備されました。

森林環境税とは、令和6年1月1日施行として令和6年度から課税されるものとし、 国内に住所を有する個人を納税義務者として課税される国税ですが、市町村が個人住民 税均等割と併せて1人年額1,000円を課税と徴収を行うこととなり、税収の全額に ついて、都道府県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に直接振り込まれま す。 一方、森林環境譲与税とは、森林環境税として国に振り込まれた税収の全額を都道府 県と市区町村に譲与されるもので、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元 年度から譲与されています。令和5年度までの譲与税財源については、国は借入金を充 てて、後年度の借入金の償還は、森林環境税の税収を充てることにしているということ です。

現時点の住民税均等割額について、東日本大震災を受けて、平成26年度から令和5年度までの10年間、防災の施策に要する費用の財源を確保するために、町民税、県民税のそれぞれに500円が加算され、町民税が3,500円、県民税が2,000円、合わせて税額5,500円となりました。なお、県民税1,500円のうち500円は和歌山県独自の紀の国森づくり税が含まれております。令和6年度からは、防災の施策に要する費用の財源から森林環境譲与税の財源に置き換わるものとして、町民税、県民税のそれぞれに500円が加算されることに変わりはなく、税額5,500円のままとなりますので、増額とはなりません。

続きまして、主な改正点の2点目です。

(2)軽自動車税のグリーン化特例、つまり電気自動車等を取得した場合における軽 課措置の見直しに関して、特例の適用期限を最長3年間延長されます。

グリーン化特例の軽課とは、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて翌年度分の税率が軽減される措置で、軽減率に応じ、特例の期限を3年もしくは2年延長するものであります。例えば、50%軽減の対象については3年延長し、令和8年度までとするものであります。また、25%軽減の対象については2年延長し、令和7年度までとするものであります。

- (3) その他、所要の規定の整理を行うものです。
- 3、施行期日。

この条例は令和5年4月1日から原則施行する。

ただし、一部の規定について、令和5年7月1日、令和6年1月1日及び令和7年1月1日から施行することとします。

恐れ入りますが、22ページにお戻りいただきたいと思います。

22ページです。

附則第1条において、この条例は令和5年4月1日から施行し、施行日の異なる改正 条文につきましては、それぞれ各号に記載しています。

また、附則第2条に、町民税に関する経過措置、第3条に固定資産税に関する経過措置、それから23ページです、第4条に軽自動車税に関する経過措置について記載しておりますので、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

また、参考資料として、25ページ以降に新旧対照表を添付していますので、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、48ページ、承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第3号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

改正の理由としまして、地方税法施行令の一部改正に伴い、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について、課税限度額の引上げ並びに5割軽減及び2割軽減の基準額の見直しを行うため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、上富田町国民健康保険税条例につきましても一部改正を行い、同日付で専決処分し、本議会において報告し、承認を求めるものであります。

それでは、改正事項につきまして、参考資料の上富田町国民健康保険税条例の一部改 正の要旨に沿ってご説明いたしますので、参考資料の60ページをお願いいたします。

1です。改正の趣旨につきまして、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について、後期高齢者支援金分に係る課税限度額の引上げ並びに5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を引き上げるため、本条例を改正するものです。

2、改正の内容につきまして、主に2点ございます。

1点目は、(1)後期高齢者支援金分の課税限度額について、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担の軽減を図る観点から、20万円から22万円に改正するものであ

ります。

2点目は、(2)経済動向等を踏まえ、軽減判定所得の見直しについては、所得の低い世帯に対して国民健康保険税の軽減措置の拡充を行うものとなります。

措置の1つ目は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を28万5,000円から29万円に引き上げるものであります。

措置の2つ目は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を52万円から53万5,000円に引き上げるものであります。

恐れ入りますが、50ページにお戻りください。

附則第1項において、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

また、附則第2項において、この条例による改正後の上富田町国民健康保険税条例の 規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分まで の国民健康保険税については、なお従前の例によると定めています。

また、参考資料として51ページ以降に新旧対照表を添付していますので、お目通し のほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

### 〇議長 (大石哲雄)

総務課副課長、目良君。

## 〇総務課副課長(目良大敏)

よろしくお願いいたします。

私からは、承認第3号及び承認第4号についてご説明いたします。

61ページをお願いいたします。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第4号、令和4年度上富田町一般会計補正予算(第7号)。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

62ページをお願いいたします。

專決第4号、令和4年度上富田町一般会計補正予算(第7号)。

令和4年度上富田町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。 繰越明許費。 第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

63ページをお願いいたします。

第1表 繰越明許費です。

これらは、年度内に事業が完成しなかったため、令和5年度への繰越しを行うもので ございます。

5款農林水産業費、1項農業費では、農村地域防災減災事業で450万円。

7款土木費、2項道路橋梁費では、道路メンテナンス事業で1,408万円。

3項河川改良費では、河川改良事業で928万円とそれぞれ定め、合計2,786万円と定めております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、承認第4号についてご説明いたします。

64ページをお願いいたします。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第5号、令和5年度上富田町一般会計補正予算(第2号)。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

65ページをお願いいたします。

専決第5号、令和5年度上富田町一般会計補正予算(第2号)。

令和5年度上富田町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,418万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月28日専決、上富田町長奥田誠。

66ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

15款国庫支出金、補正前の額に1,100万円を追加し、9億5,448万6,0 00円と定めております。 歳入合計では、補正前の額に1,100万円を追加し、72億3,418万円と定めております。

歳出です。

3 款民生費で、補正前の額に1,100万円を追加し、24億3,807万1,00 0円と定めております。

歳出合計では、補正前の額に1,100万円を追加し、72億3,418万円と定めております。

67ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、このページから69ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明をいたしますので、72ページをお願いいた します。

- 3、歳出です。
- 3款民生費、3項児童福祉費では、補正前の額に1,100万円を追加。
- 1目児童福祉総務費では、食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人につき5万円の特別給付金を支給するもので、児童180人分として、18節負担金、補助及び交付金では900万円を措置。

また、3節職員手当等から12節委託料につきましては、当該事業に係る事務費等を 措置しております。

74ページ、75ページの給与費明細書につきましては、職員手当等における時間外 勤務手当を反映したものになります。

それでは、歳入の内訳をご説明いたしますので、70ページ、71ページへお戻りく ださい。

- 2、歳入です。
- 15款国庫支出金、2項国庫補助金では、補正前の額に1,100万円を追加。
- 2目民生費国庫補助金で、子育て世帯生活支援特別給付金事業における事業費補助金 として900万円、また事務費補助金として200万円を措置してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

### 〇議長(大石哲雄)

建設課副課長、谷本君。

### 〇建設課副課長(谷本和久)

よろしくお願いいたします。

私からは、76ページ、承認第5号についてご説明申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第8号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第1号)。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

77ページをお願いします。

専決第8号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第1号)。

令和5年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,993万6,000円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,920万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借入れの最高額に5,000万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を8,000万円とする。

令和5年5月31日専決、上富田町長奥田誠。

78ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

2 款諸収入、1 項収益事業収入及び雑入、補正前の額に8,993万6,000円を 追加し、1億3,912万7,000円。

歳入合計では、補正前の額に8,993万6,000円を追加し、1億3,920万5,000円と定めてございます。

歳出でございます。

2款公債費、1項公債費、補正前の額に56万3,000円を追加し、101万3,000円。

3款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、今回新たに8,937万3,000 円を計上しております。

歳出合計では、補正前の額に8,993万6,000円を追加し、1億3,920万5,000円と定めてございます。

次の79ページから81ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

82ページ、83ページをお願いします。

2、歳入です。

2 款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入、補正前の額に8,993万6,000円を追加し、1億3,696万5,000円。計としまして、補正前の額に8,993万6,000円を追加し、1億3,912万7,000円と定めてございます。

3、歳出です。

2 款公債費、1項公債費、1目利子、補正前の額に56万3,000円を追加し、101万3,000円、一時借入金利子でございます。

3款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、1目前年度繰上充用金、今回新たに 8,937万3,000円を計上しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 〇議長 (大石哲雄)

10時15分まで休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時12分

〇議長 (大石哲雄)

再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。

総務課副課長、目良君。

### 〇総務課副課長(目良大敏)

よろしくお願いいたします。

私からは議案第29号についてご説明いたします。

84ページをお願いいたします。

議案第29号、上富田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例。

上富田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のように制定する。 令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

制定理由につきましては、情報通信技術を利用することにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに効率化を図るため、本案を提出するものでございます。

それでは、条例の要旨についてご説明いたしますので、参考資料91ページをお願い

いたします。

上富田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の要旨。

1、制定の趣旨。

情報通信技術を利用することにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政 運営の簡素化及び効率化を図るため、行政手続の根拠となる条例等において書面による 旨が規定されている場合にも、これらの個別規定にかかわらず、原則としてオンライン により手続を行うことができることを定めるものでございます。

2つ目、主な内容でございます。

1つ目が電子情報処理組織による申請等。これは一例で言わせていただきますと、住民の方がスマートフォンなどから申請をする、そういったものをイメージしていただければと思います。条例等の規定において、書面等により行うことが規定されている申請、届出、その他の町の機関等に対して行われる通知について、規則等で定めることにより、デジタルを使用する方法により行うことができることを定めるものでございます。

2つ目、電子情報処理組織による処分通知等。こちらは町の機関等が行う通知について、デジタルを使用する方法により行うことができることを定めるものでございます。

3つ目、電磁的記録による縦覧等。こちらは縦覧または閲覧についてデジタルを使用する方法により行うことができることを定めるものでございます。イメージとしましては、タブレットやパソコンの画面を使って閲覧、縦覧をしていただくといったものを想定しております。

恐れ入りますが、85ページにお戻りください。

上富田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(案)。

第1条では、目的を、第2条では、定義として用語の意義を定めております。

86ページ、87ページをお願いいたします。

第3条では、先ほどご説明いたしました電子情報処理組織による申請等、また、87ページ、一番下段の見出しにいきまして、第4条では、電子情報処理組織による処分通知等について定めております。

89ページをお願いいたします。

第5条では、電磁的記録による縦覧等について定めております。

第6条では、電磁的記録による作成等、こちらは例えば庁内、役場内における文書管理などをイメージしていただければと思います。

それから、第7条では、適用除外について定めております。

第7条につきましては朗読させていただきます。

第7条、次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

1号、手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する 必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要が あることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情 報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの。

2号、手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの、これらにつきましては、これらの適用除外とさせていただくようになっております。

第8条、添付書面等の省略、第9条では、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表について、また、第10条では、委任について定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

### 〇議長 (大石哲雄)

福祉課副課長、坂本君。

### 〇福祉課副課長(坂本真理子)

よろしくお願いいたします。

私からは議案第30号についてご説明いたします。

9 2ページをお願いします。

議案第30号、上富田町保健衛生事故調査会設置条例の全部を改正する条例。

上富田町保健衛生事故調査会設置条例の全部を別紙のように改正する。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

上富田町保健衛生事故調査会の組織及び運営を現状に即した内容に変更するため、本 案を提出する。

95ページの参考資料をお願いいたします。

上富田町保健衛生事故調査会設置条例の全部を改正する条例の要旨でございます。

- 1、改正の趣旨については、「上富田町保健衛生事故調査会議運営規則」を廃止して本条例と統合し、上富田町保健衛生事故調査会の組織及び運営を現状に即した内容に変更するため、条文の全部改正を行うものです。
- 2、主な改正の内容については、調査の対象とする保健衛生事業、調査会の運営方法、 守秘義務についての条文を追加したものです。
  - 3、施行期日について、公布の日から施行するとしてございます。
  - 93ページをお願いします。

上富田町では、昭和52年に保健衛生事故調査会の設置に係る条例を制定しており、加えて、同日付で委員長の選任、会議開催についての事項を同調査会会議運営規則において定めております。

改正の内容としましては、第2条において保健衛生事業の対象事業を明記しています。 94ページをお願いします。

第4条、第5条には、会議運営規則の廃止に伴う委員長選任、会議運営についての事項を追記、第6条に守秘義務について定めるなど、現状に即した内容に変更するもので、 条文の追加、移動を大幅に行うことから、条例を全部改正するものです。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

## 〇議長 (大石哲雄)

総務課副課長、目良君。

## 〇総務課副課長(目良大敏)

よろしくお願いいたします。

私からは議案第31号についてご説明いたします。

96ページをお願いいたします。

議案第31号、令和5年度上富田町一般会計補正予算(第3号)。

令和5年度上富田町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,928万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,346万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

97ページ、98ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

15款国庫支出金、補正前の額に1億1,954万4,000円を追加し、10億7,403万円と定めています。

- 18款寄付金、補正前の額に370万円を追加。
- 19款繰入金、補正前の額に3,604万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に1億5,928万4,000円を追加し、73億9,3

46万4,000円と定めています。

歳出です。

2款総務費、補正前の額に559万9,000円を追加し、11億8,936万7,000円と定めています。

- 4款衛生費、補正前の額に300万円を追加。
- 6款商工費、補正前の額に1億4,879万8,000円を追加。
- 9款教育費、補正前の額に188万7,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に1億5,928万4,000円を追加し、73億9,3 46万4,000円と定めています。

99ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正、変更です。

体育施設電灯改修事業で、期間を令和6年度から令和15年度に変更し、限度額を補 正前の額から1,400万円を追加し、6,500万円と定めています。

当該事業は、体育施設のLED化を進めるもので、期間については契約締結後10年間となるよう変更し、また、市ノ瀬体育館を追加したことによる変更となります。

100ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから102ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、105ページをお願いいた します。

3、歳出。

2款総務費、1項総務管理費では、補正前の額に370万円を追加。こちらは企業版 ふるさと納税分を積み立てるもので、さわやか上富田まちづくり基金積立金として37 0万円を措置。

3項戸籍住民基本台帳費では、補正前の額に189万9,000円を追加。こちらはマイナンバー事務の延長に伴う委託料の増として189万9,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費では、補正前の額に300万円を追加。こちらは3目環境衛生費で、地球温暖化対策実行計画策定業務の委託料として300万円を措置してございます。

6款商工費、1項商工費では、補正前の額に1億4,879万8,000円を追加。 主なものとしまして、1目商工業振興費では、12節委託料では、マイナポイント事務 の委託料として879万6,000円を追加。また、18節負担金、補助及び交付金で は、大人の社会塾人材育成事業費補助金として170万円を措置。2目観光振興費では、 スポーツ観光促進事業委託料として200万円を追加措置してございます。

- 107、108ページをお願いいたします。
- 3目スポーツセンター等管理費では、スポーツセンターのトイレ改修設計監理委託料 として100万円を措置。
- 4目かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費につきましては、こちらは電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した事業となります。
- 18節負担金、補助及び交付金では、かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費負担金として、こちらは町民1人当たり4,000円の商品券を支給するもので、1万5,700人分として6,280万円を措置。また、下段の低所得世帯支援商品券事業費負担金では、対象世帯1世帯当たり3万円分の商品券を支給するもので、2,200世帯分、6,600万円を措置しております。

続きまして、9款教育費、2項小学校費では、補正前の額に88万7,000円を追加。修繕料につきましては、朝来小学校の自動ドアの修繕、また、パーソナルコンピューター2台分の購入費を計上しております。

- 5項社会教育費では、補正前の額に100万円を追加。こちらは上富田町青少年育成町民会議への補助金として100万円を措置してございます。
- 109ページ、110ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをいただきますようお願いいたします。

歳入の内訳をご説明いたしますので、103ページをお願いいたします。

### 2、歳入。

- 15款国庫支出金、2項国庫補助金では、補正前の額に1億1,954万4,000 円を追加。
- 1目総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事務費補助金では、マイナンバー、マイナポイントの事務に対する補助金として、4節電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金では、かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業の財源を措置してございます。
- 18款寄付金、1項寄付金では、補正前の額に370万円を追加。こちらは企業版ふるさと納税の寄付金でございます。
  - 19款繰入金、2項基金繰入金では、補正前の額に3,604万円を追加。
- 1目のさわやか上富田まちづくり基金繰入金につきましては、歳出でご説明いたしました大人の社会塾人材育成事業費補助金、スポーツ観光促進事業委託料、スポーツセンタートイレ改修設計監理委託料、上富田町青少年育成町民会議の補助金の財源となっております。

また、4目財政調整基金繰入金につきましては、一般財源分を補塡するものでございますが、今回の主なものとしましては、先ほどのかみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費で2,645万2,000円などが主なものとなってございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

### 〇議長 (大石哲雄)

税務課長、芝君。

### 〇税務課長(芝 健治)

よろしくお願いいたします。

私からは議案第32号についてご説明いたします。

111ページをお願いいたします。

議案第32号です。令和5年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第2号)。

令和5年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ349万1,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,132万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月7日提出、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款財産収入、補正前の額に179万8,000円を追加。

2款繰越金、補正前の額に169万3,000円を追加。

歳入合計としまして、補正前の額に349万1,000円を追加し、1,132万1,000円と定めています。

歳出です。

2款総務費、補正前の額に349万1,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に349万1,000円を追加し、1,132万1,00 0円と定めています。

次の113ページから115ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括 につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをお願いいたします。

116ページ、117ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節財産貸付収入179万8,000円としています。このことは、関西電力送配電株式会社において、送電設備改良工事として、現在、救馬谷地区から田辺市新庄地区にかけて鉄塔の建て替え及び送電線の張り替えを行う計画があり、本年4月初旬に先方から朝来地区企業団地付近の本財産区所有地について、工事車両の駐車場、資材置場及び資材を運搬するためのモノレールの設置のため、本年7月から翌年2月までの6か月間、土地の一時使用等の申出があり、土地貸付収入、関電高圧線下補償費他として措置しています。

続いて、2款繰越金です。

1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金169万3,000円です。

118ページ、119ページをお願いいたします。

3、歳出です。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 4 節工事請負費 5 0 万円を措置しています。立木伐採工事請負費としていますが、財産区が所有する雑木林や竹林等について毎年伐採を実施していますが、先ほど報告しましたカーポート損傷の事案を受けまして、再発防止の観点から、民家に隣接するような危険性を否定できない区域を中心に再点検したところ、切迫性こそはないものの、先手先手で伐採しておいたほうが望ましいと思慮される箇所について、今年度の当初計画の範囲を拡大して伐採を行うための補正予算についてお願いするものであります。

24節積立金については、299万1,000円を措置しています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

#### 〇議長 (大石哲雄)

建設課副課長、谷本君。

#### 〇建設課副課長(谷本和久)

よろしくお願いいたします。

私からは議案第33号についてご説明申し上げます。

120ページをお願いします。

議案第33号、工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記。

- 1、契約の目的。令和5年度 国災 第1号 公共土木施設災害復旧事業 町道一乗 寺加茂線道路災害復旧工事。
  - 2、契約の方法。指名競争入札による契約。
  - 3、契約金額。一金、1億3,833万6,000円。

4、契約の相手方。和歌山県田辺市上の山1丁目15番22号、株式会社尾花組、代表取締役谷口庸介。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

本契約につきましては、指名競争入札による工事請負契約でございます。

指名業者には、株式会社尾花組、株式会社共栄建設工業、株式会社伊藤組、株式会社 堀組上富田営業所、株式会社後工務店、阿和建設工業株式会社、株式会社西峰工務店上 富田営業所、株式会社タニガキ建工、株式会社世紀工業、以上9社とし、去る令和5年 5月8日に指名競争入札が執行され、株式会社尾花組が落札しております。

工事の概要につきましては、被災した延長56.1メートルの復旧工事で、現在、地滑りにより通行止めをしています町道ののり面にアンカー工、のり枠工、鉄筋挿入工、 集排水ボーリング工などの地滑り対策をし、崩土の撤去をします。

121ページをお願いします。

参考資料といたしまして、建設工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

122ページをお願いします。

この仮契約書の最終条項において、この契約は、上富田町の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとすると定めてございます。

本議案は、提案理由にございます議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める価格5,000万円以上の工事請負契約の締結となるため、 今回上程させていただくものです。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 〇議長 (大石哲雄)

総務課長、十河君。

## 〇総務課長(十河貴子)

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第34号について説明させていただきます。

123ページをお願いいたします。

議案第34号、物品購入契約の締結について。

下記のとおり物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求める。記。

1、契約の目的。令和5年度 第1号 非常備消防事業 消防ポンプ自動車購入。

- 2、契約の方法。随意契約。
- 3、契約金額。一金、2,295万3,950円。
- 4、契約の相手方。和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1407番地の4、和歌山日野自動車株式会社田辺支店、支店長田中勝則。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するも のでございます。

次の124、125ページに仮契約書の写しを添付してございます。

この契約書の第14条に、この契約は、上富田町議会の議決を得たときに、本契約が成立するものとするとしてございます。

126ページに参考資料としまして物品購入契約の概要を添付しておりますので、こちらで説明させていただきます。

物品購入契約の概要でございます。

- 1、契約の内容。消防ポンプ自動車(CD−1型)1台を購入するものでございます。
- 2、物品購入の目的としまして、上富田町消防団第4分団に配備している消防ポンプ 自動車が老朽化したため、更新するものでございます。

現在配備しておりますポンプ自動車は平成9年に配備をしており、25年が経過して おります。

3、納入期限としましては、令和6年12月27日までとしております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

#### 〇議長 (大石哲雄)

教育委員会事務局副局長、吉田君。

#### 〇教育委員会事務局副局長(吉田忠弘)

よろしくお願いいたします。

私からは議案第35号についてご説明いたします。

127ページをお願いいたします。

議案第35号、物品購入契約の締結について。

下記のとおり物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求める。 記。

- 1、契約の目的。令和5年度 第1号 小学校管理事業 電子黒板購入。
- 2、契約の方法。指名競争入札による契約。

- 3、契約金額。一金、1,056万円。
- 4、契約の相手方。和歌山県田辺市神子浜1丁目20番12号、和歌山電工株式会社、 代表取締役木下智雄。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するも のでございます。

- 128ページは、仮契約書の写しでございます。
- 129ページの第14条において、上富田町議会の議決を得たときに本契約が成立するものとしてございます。
  - 130ページの物品購入契約の概要参考資料に基づきご説明いたします。
  - 1、契約の内容。電子黒板・エルモ社、26台の購入です。
- 2、物品購入の目的です。児童の学習意欲の向上と授業効率を高めるため、町内小学校に電子黒板を導入するものでございます。
  - 3、納入期限です。令和5年8月31日までとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

### 〇議長 (大石哲雄)

建設課副課長、谷本君。

### 〇建設課副課長(谷本和久)

よろしくお願いいたします。

私からは議案第36号についてご説明申し上げます。

131ページをお願いします。

議案第36号、町道路線の認定について。

別紙のとおり町道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和5年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙町道路線の認定について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

132ページをお願いします。

生馬地区道路1路線の町道路線認定調書でございます。路線番号1260、路線名、 牧馬谷会館支線。

134ページ、135ページをお願いします。

参考資料としまして、認定路線と認定路線位置図を添付しております。延長34.1 8メートル、幅員6.4メートルから4メートル、場所につきましては、生馬の救馬谷町内会館前になります。

本議案は、町道に接道していない町有地を有効利用するため、昨年度、道路を新設しました。路線の認定については、道路法第8条第2項に定められている、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないことから、今回上程させていただくものです。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 〇議長 (大石哲雄)

以上をもって提案理由の説明を終わります。

### △延 会

### 〇議長 (大石哲雄)

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、6月15日木曜日午前9時00分となっておりますので、ご参集願います。

延会 午前10時50分